

政令第 号

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十六号）の施行に伴い、並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令

第一条中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に改める。

第一条の十を第一条の十二とする。

第一条の九中「別表第一の七第一号」を「別表第一の八第一号」に改め、同条を第一条の十一とする。

第一条の八第一項中「別表第一の七」を「別表第一の八」に改め、同条第二項中「別表第一の八」を「別表第一の九」に改め、同条を第一条の十とする。

第一条の七第一項第三号中「別表第一の四」を「別表第一の五」に改め、同条を第一条の九とする。

第一条の六第一項中「別表第一の四」を「別表第一の五」に、「別表第一の五」を「別表第一の六」に、「別表第一の六」を「別表第一の七」に改め、同条第五項中「別表第一の五又は別表第一の六」を「別表第一の六又は別表第一の七」に改め、同条を第一条の八とする。

第一条の五中「別表第一の三」を「別表第一の四」に改め、同条を第一条の七とする。

第一条の四を第一条の六とする。

第一条の三の次に次の二条を加える。

(オゾン層破壊物質)

第一条の四 法第三条第六号の二の政令で定めるオゾン層を破壊する物質は、別表第一の三のとおりとする。

(大気を汚染する物質)

第一条の五 法第三条第六号の三の政令で定める船舶において発生する物質であつて大気を汚染するものは

、窒素酸化物、硫黄酸化物及び揮発性有機化合物（法第十九条の二十三第一項に規定する揮発性有機化合物をいう。）とする。

第二条第一号中「別表第一の四」を「別表第一の五」に改める。

第九条の三及び第九条の四を削り、第九条の五を第九条の三とする。

第十一条の二の次に次の五条を加える。

（窒素酸化物の放出量に係る放出基準）

第十一条の三 法第十九条の三の政令で定める窒素酸化物の放出量に係る放出基準は、すべての海域において、次の表上欄に掲げる原動機の種類及び能力の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

原動機の種類及び能力	窒素酸化物の放出量に係る放出基準
一 ディーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分百三十回転未満のもの	一 キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量（単位は、グラムとする。以下同じ。）の値が十七・〇以下であること。
二 ディーゼル機関であつて、定格出力が	一 キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が四十

<p>百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分百三十回転以上二千回転未満のもの</p>	<p>五を当該原動機の毎分の定格回転数の値を〇・二乗して得た値で除して得た値以下であること。</p>
<p>三 ディーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分二千回転以上のもの</p>	<p>一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が九・八以下であること。</p>
<p>四 前三号に掲げるもの以外の原動機</p>	<p>窒素酸化物の放出量は、限定しない。</p>
<p>備考 一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の算出方法は、国土交通省令で定める。</p>	

(船級協会等の登録の有効期間)

第十一条の四 法第十九条の十五第三項(法第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。)、法第十九条の四十九第三項及び法第四十三条の六第二項において準用する船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二十五条の四十八第一項の政令で定める期間については、船舶安全法施行令(昭和九年勅令第十三号)第二条の規定を準用する。

(外国船級協会等の事務所等における検査に要する費用)

第十一条の五 法第十九条の十五第三項、第十九条の四十九第三項及び第四十三条の六第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第三項の政令で定める費用については、船舶安全法施行令第四条の規定を準用する。

(燃料油の品質の基準等)

第十一条の六 法第十九条の二十一第一項の政令で定める海域は、次の表の上欄に掲げる海域とし、当該海域の範囲は、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

海域名	海域の範囲
一 バルティック海海域	別表第一の五バルティック海海域の項の下欄に掲げる海域
二 バルティック海海域以外の海域	前号に掲げる海域以外の海域

2 法第十九条の二十一第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 硫黄分の濃度が次の値以下であること。

イ 前項の表第一号に掲げる海域で使用される燃料油にあつては、質量百分率一・五パーセント

ロ 前項の表第二号に掲げる海域で使用する燃料油にあつては、質量百分率四・五パーセント

二 無機酸を含まないこと。

第十一条の七 法第十九条の二十一第二項の政令で定める海域は、前条第一項の表第一号に掲げる海域とする。

2 法第十九条の二十一第二項の政令で定める基準は、硫黄分の濃度が質量百分率四・五パーセント以下であり、かつ、無機酸を含まないこととする。

第十二条中「第十九条の二の三第一項」を「第十九条の二十六第一項」に、「廃棄物処理法第二条第四項に規定する廃棄物（環境大臣が指定するものを除く。）」を「次に掲げるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

一 船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生じ、又は輸送活動、漁ろう活動その他の当該船舶の通常の活動に伴い生ずる不要な油等であつて、次に掲げるもの

イ ばら積みの液体貨物として輸送される油、有害液体物質等若しくはばら積み以外の方法で貨物として輸送される法第三十八条第一項第四号の国土交通省令で定める物質の残留物又は当該残留物が染み

込み、若しくは付着したもの

ロ ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入されたもの

ハ 鉛若しくはカドミウム又はこれらの化合物（電池その他の製品であつて、これらの物質を含むものを含む。）

ニ ハロゲン化合物を含む精製された油又は当該油が染み込み、若しくは付着したもの

ホ ポリ塩化ビニル（漁網その他の製品であつて、ポリ塩化ビニルを含むものを含む。）

二 船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生じ、又は輸送活動、漁ろう活動その他の当該船舶の通常の活動に伴い生ずる不要な油等を除く油等であつて、廃棄物処理法第二条第四項に規定する廃棄物

（環境大臣が指定するものを除く。）

第十二条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、法第十九条の二十六第二項本文の国土交通省令で定める技術上の基準に適合する船舶発生油等焼却設備を用いて焼却をする場合には、前項第一号ホの規定は適用しない。

第十二条の次に次の見出し及び二条を加える。

(船舶発生油等の焼却の方法)

第十二条の二 法第十九条の二十六第二項本文の規定により船舶発生油等の焼却をしようとする者は、船舶発生油等焼却設備取扱手引書に定められた事項を遵守してこれを行わなければならない。

第十二条の三 法第十九条の二十六第二項第一号の政令で定める焼却海域及び焼却方法に関する基準は、港則法(昭和二十三年法律第七十四号)に基づく港の区域又は外国の港の区域のいずれにも属さない海域において、船舶に設置された原動機又はボイラーを用いて焼却することとする。

第十三条第一項中「第十九条の二の三第二項」を「第十九条の二十六第五項」に改める。

第十四条中「第十九条の二の三第三項」を「第十九条の二十六第六項」に改める。

第十五条の見出し中「船舶又は」を削り、同条中「第十九条の二の三第七項第一号」を「第十九条の二十六第十項第一号」に改め、「船舶又は」を削り、「輸送活動、漁ろう活動」を「海底及びその下における鉱物資源の掘採」に改める。

第十五条の六を第十五条の七とし、第十五条の二から第十五条の五までを一条ずつ繰り下げ、第十五条の

次に次の一条を加える。

（手数料の納付を要しない独立行政法人）

第十五条の二 法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第二十九条ノ四第一項ただし書及び法第五十一条の三第一項の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人水産大学校、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人航海訓練所及び独立行政法人国立高等専門学校機構とする。

第十七条の二を次のように改める。

（排他的経済水域等における適用関係）

第十七条の二 法第五十一条の五の規定により読み替えて適用される排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第三条第一項の規定に基づき、排他的経済水域又は大陸棚における第二議定書締約国（法第十九条の十七第一項に規定する第二議定書締約国をいう。）の船舶から放出される排出ガスによる大気汚染及びオゾン層の破壊に係る環境の保全並びに排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第三条第一項第四号に掲げる事項に法の規定が適用される場合における当該船舶に対するこの政令の規定の適用については、第十一条の六第二項第二号及び第十一条の七第二項中「無機酸」とあるのは「第二

議定書（法第十九条の十七第一項に規定する第二議定書をいう。）によつて改正された千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によつて修正された同条約附属書（以下「条約附属書」という。）第十八規則に規定する無機酸、添加物質又は廃化学物質であつて、第二議定書締約国（法第十九条の十七第一項に規定する第二議定書締約国をいう。）の船舶（排他的經濟水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用關係の整理に関する政令（平成八年政令第二百号）第一条に規定する特定外国船舶であるものに限る。以下「第二議定書締約国特定船舶」という。）が国籍を有する国の法令で船舶において使用される燃料油に含まれてはならないものとして定めるもの」と、第十二条第一項第一号八中「鉛若しくはカドミウム又はこれらの化合物（電池その他の製品であつて、これらの物質を含むものを含む。）」とあるのは「条約附属書 第十六規則に規定する微量でない量の重金属を含む廃物であつて、第二議定書締約国特定船舶が国籍を有する国の法令で船上での焼却を禁止するもの」とする。

2 前項に規定するもののほか、法第五十一条の五の規定により読み替えて適用される排他的經濟水域及び大陸棚に関する法律第三条第一項の規定により我が国の排他的經濟水域に適用される法に基づく命令の適

用関係の整理のため必要な事項は、国土交通省令で定める。

別表第一中「第一条の八」を「第一条の十」に改める。

別表第一の八中「第一条の八」を「第一条の十」に改め、同表第一号中「別表第一の七第一号」を「別表第一の八第一号」に改め、同表第二号中「別表第一の七第二号」を「別表第一の八第二号」に改め、同表第三号中「別表第一の七第三号」を「別表第一の八第三号」に改め、同表第四号中「別表第一の七第四号」を「別表第一の八第四号」に改め、同表備考中「別表第一の四」を「別表第一の五」に改め、同表を別表第一の九とする。

別表第一の七中「第一条の八、第一条の九」を「第一条の十、第一条の十一」に改め、同表第一号中「別表第一の四」を「別表第一の五」に改め、同表を別表第一の八とする。

別表第一の六中「第一条の六」を「第一条の八」に改め、同表を別表第一の七とする。

別表第一の五中「第一条の六」を「第一条の八」に改め、同表を別表第一の六とする。

別表第一の四中「第一条の六」を「第一条の八」に改め、同表を別表第一の五とする。

別表第一の三中「第一条の五」を「第一条の七」に改め、同表を別表第一の四とする。

別表第一の二の次に次の一表を加える。

別表第一の三（第一条の四関係）

- 一 トリクロロフルオロメタン（別名CFC 一一）
- 二 ジクロロジフルオロメタン（別名CFC 一二）
- 三 トリクロロトリフルオロエタン（別名CFC 一一三）
- 四 ジクロロテトラフルオロエタン（別名CFC 一一四）
- 五 クロロペンタフルオロエタン（別名CFC 一一五）
- 六 ブロモクロロジフルオロメタン（別名ハロン 一二二）
- 七 ブロモトリフルオロメタン（別名ハロン 一三〇）
- 八 ジブロモテトラフルオロエタン（別名ハロン 二四〇）
- 九 クロロトリフルオロメタン（別名CFC 一三）
- 十 ペンタクロロフルオロエタン（別名CFC 一一一）
- 十一 テトラクロロジフルオロエタン（別名CFC 一一二）

- 十二 ヘプタクロロフルオロプロパン（別名CFC 二二一）
- 十三 ヘキサクロロジフルオロプロパン（別名CFC 二二二）
- 十四 ペンタクロロトリフルオロプロパン（別名CFC 二二三）
- 十五 テトラクロロテトラフルオロプロパン（別名CFC 二二四）
- 十六 トリクロロペンタフルオロプロパン（別名CFC 二二五）
- 十七 ジクロロヘキサフルオロプロパン（別名CFC 二二六）
- 十八 クロロヘプタフルオロプロパン（別名CFC 二二七）
- 十九 四塩化炭素
- 二十 一・一・一 トリクロロエタン
- 二十一 ジクロロフルオロメタン（別名HCF C 二二）
- 二十二 クロロジフルオロメタン（別名HCF C 二二）
- 二十三 クロロフルオロメタン（別名HCF C 三二）
- 二十四 テトラクロロフルオロエタン（別名HCF C 一二）

- 二十五 トリクロロジフルオロエタン（別名H C F C 一三二）
- 二十六 ジクロロトリフルオロエタン（別名H C F C 一三三）
- 二十七 クロロテトラフルオロエタン（別名H C F C 一二四）
- 二十八 トリクロロフルオロエタン（別名H C F C 一三一）
- 二十九 ジクロロジフルオロエタン（別名H C F C 一三二）
- 三十 クロロトリフルオロエタン（別名H C F C 一三三）
- 三十一 ジクロロフルオロエタン（別名H C F C 一四一）
- 三十二 クロロジフルオロエタン（別名H C F C 一四二）
- 三十三 クロロフルオロエタン（別名H C F C 一五一）
- 三十四 ヘキサクロロフルオロプロパン（別名H C F C 一二二）
- 三十五 ペンタクロロジフルオロプロパン（別名H C F C 一二三）
- 三十六 テトラクロロトリフルオロプロパン（別名H C F C 一二三）
- 三十七 トリクロロテトラフルオロプロパン（別名H C F C 一二四）

- 三十八 ジクロロペンタフルオロプロパン（別名H C F C 一二二五）
- 三十九 ククロロヘキサフルオロプロパン（別名H C F C 一二二六）
- 四十 ペンタクロロフルオロプロパン（別名H C F C 一二三一）
- 四十一 テトラクロロジフルオロプロパン（別名H C F C 一二三二）
- 四十二 トリクロロトリフルオロプロパン（別名H C F C 一二三三）
- 四十三 ジクロロテトラフルオロプロパン（別名H C F C 一二三四）
- 四十四 ククロロペンタフルオロプロパン（別名H C F C 一二三五）
- 四十五 テトラクロロフルオロプロパン（別名H C F C 一二四一）
- 四十六 トリクロロジフルオロプロパン（別名H C F C 一二四二）
- 四十七 ジクロロトリフルオロプロパン（別名H C F C 一二四三）
- 四十八 ククロロテトラフルオロプロパン（別名H C F C 一二四四）
- 四十九 トリクロロフルオロプロパン（別名H C F C 一二五一）
- 五十 ジクロロジフルオロプロパン（別名H C F C 一二五二）

- 五十一 クロロトリフルオロプロパン（別名H C F C 二五三）
- 五十二 ジクロロフルオロプロパン（別名H C F C 二六一）
- 五十三 クロロジフルオロプロパン（別名H C F C 二六二）
- 五十四 クロロフルオロプロパン（別名H C F C 二七一）
- 五十五 ジブromoフルオロメタン
- 五十六 ブromoジフルオロメタン（別名H B F C 二二B一）
- 五十七 ブromoフルオロメタン
- 五十八 テトラブromoフルオロエタン
- 五十九 トリブromoジフルオロエタン
- 六十 ジブromoトリフルオロエタン
- 六十一 ブromoテトラフルオロエタン
- 六十二 トリブromoフルオロエタン
- 六十三 ジブromoジフルオロエタン

- 六十四 ブロモトリフルオロエタン
- 六十五 ジブロモフルオロエタン
- 六十六 ブロモジフルオロエタン
- 六十七 ブロモフルオロエタン
- 六十八 ヘキサブロモフルオロプロパン
- 六十九 ペンタブロモジフルオロプロパン
- 七十 テトラブロモトリフルオロプロパン
- 七十一 トリブロモテトラフルオロプロパン
- 七十二 ジブロモペンタフルオロプロパン
- 七十三 ブロモヘキサフルオロプロパン
- 七十四 ペンタブロモフルオロプロパン
- 七十五 テトラブロモジフルオロプロパン
- 七十六 トリブロモトリフルオロプロパン

- 七十七 ジブプロモテトラフルオロプロパン
- 七十八 ブロモペンタフルオロプロパン
- 七十九 テトラブプロモフルオロプロパン
- 八十 トリブプロモジフルオロプロパン
- 八十一 ジブプロモトリフルオロプロパン
- 八十二 ブロモテトラフルオロプロパン
- 八十三 トリブプロモフルオロプロパン
- 八十四 ジブプロモジフルオロプロパン
- 八十五 ブロモトリフルオロプロパン
- 八十六 ジブプロモフルオロプロパン
- 八十七 ブロモジフルオロプロパン
- 八十八 ブロモフルオロプロパン
- 八十九 ブロモクロロメタン

## 九十 臭化メチル

別表第二備考第一号中「別表第一の四」を「別表第一の五」に改め、同表備考第二号イ中「（昭和二十三年法律第七十四号）」を削る。

別表第二の二中「第九条の五」を「第九条の三」に改め、同表第一号並びに備考第三号及び第五号中「別表第一の四」を「別表第一の五」に改める。

別表第三備考第三号イ及び第四号イ中「別表第一の四」を「別表第一の五」に改める。

別表第四第七号中「第十二条」を「第十二条第一項第二号」に改め、同表備考第二号中「別表第一の四」を「別表第一の五」に改める。

## 附則

### （施行期日）

第一条 この政令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次条から附則第四条まで及び附則第七条の規定並びに附則第二十条中国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）附則第五条の四を同令附則第五条の五と

し、同令附則第五条の三を同令附則第五条の四とし、同令附則第五条の二の次に一条を加える改正規定及び同令附則第二十六条の次に二条を加える改正規定は、改正法附則第一条第二号の政令で定める日（平成十六年十一月一日）から施行する。

（手数料の納付を要しない独立行政法人）

第二条 改正法附則第二条第四項及び改正法附則第十二条第三項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ四第一項ただし書の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人水産大学校、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人航海訓練所及び独立行政法人国立高等専門学校機構とする。

（船級協会等の登録の有効期間）

第三条 改正法附則第六条第三項及び第十二条第四項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の政令で定める期間については、船舶安全法施行令（昭和九年勅令第十三号）第三条の規定を準用する。  
（外国船級協会等の事務所等における検査に要する費用）

第四条 改正法附則第六条第三項及び第十二条第四項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第三

項の政令で定める費用については、船舶安全法施行令第四条の規定を準用する。

（特定オゾン層破壊物質を含む材料の使用又は設備の設置が禁止される日）

第五条 改正法附則第九条第一項の政令で定める日は、平成三十一年十二月三十一日とする。

（特定オゾン層破壊物質）

第六条 改正法附則第九条第一項の政令で定めるオゾン層破壊物質は、この政令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（附則第八条において「新令」という。）別表第一の三第二十一号から第五十四号までに掲げる物質とする。

（権限の委任）

第七条 改正法附則の規定により国土交通大臣の権限に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。次項において同じ。）に行わせることができる。

2 地方運輸局長は、国土交通省令で定めるところにより、前項の規定によりその権限に属させられた事項の一部を運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長に行わせることができる。

（経過措置）

第八条 この政令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、新令第十一条の六第二項第一号イ中「質量百分率一・五パーセント」とあるのは、「質量百分率四・五パーセント」とする。

（地方税法施行令等の一部改正）

第九条 次に掲げる政令の規定中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に改める。

一 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十六条の五十三第六号並びに第五十六条の五十三の二第一項第三号及び第二項第四号

二 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十号

三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第四条の六第三号並びに第七条第四号及び第五号

四 瀬戸内海環境保全特別措置法施行令（昭和四十八年政令第三百二十七号）第四条第三号

五 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令（平成五年政令第二百八十二号）第一条、別

表第二の五の項及び別表第三の四の項

六 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（平成七年政令第四百十一号）第

六条第二号八

七 特定家庭用機器再商品化法施行令（平成十年政令第三百七十八号）第四条第二号八

八 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号

）別表独立行政法人海上災害防止センターの項

九 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成十四年政令第三百八十九号）第六条第三号及び

第十六条第二号八

十 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）第二十二條第一項第三十一号及び第二十三

条第一項第三号

（領事官の行う船舶法等の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関する政令の一部改正）

第十條 領事官の行う船舶法等の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関する政令（昭和三

十七年政令第三百九十四号）の一部を次のように改正する。

本則中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

」に、「第十七条の三第三項」を「第十九条の三十七第三項」に改める。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第十一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和五十五年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の前の見出し及び同条を削る。

附則第三条に見出しとして「（経過措置）」を付し、同条中「この条において」を削り、「焼却設備」

を「要焼却確認廃棄物焼却設備」に、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和六十一年政令第三百三十六号）による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令（以下「六十二年改正後の施行令」という。）」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（以下「海洋汚染等防止令」という。）」に、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第十九条の二第二項」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の二十六第五項」に、「六十二年改正の後の施行令」を「海洋汚染等防止令」に、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行

令の一部を改正する政令（昭和六十三年政令第二百三十号）による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第四備考第三号」を「海洋汚染等防止令別表第四備考第五号」に改め、同条を附則第二条とする。

附則第四条から第九条までを削る。

（広域臨海環境整備センター法施行令の一部改正）

第十二条 広域臨海環境整備センター法施行令（昭和五十六年政令第三百三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「海洋環境の保全」を「海洋環境の保全等（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第三条第十八号に規定する海洋環境の保全等をいう。）」に改める。  
（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令及び領事官の行なう船舶法等の事務に係る処分又は不作為についての審査請求に関する政令の一部を改正する政令の一部改正）

第十三条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令及び領事官の行なう船舶法等の事務に係る処分又は不作為についての審査請求に関する政令の一部を改正する政令（昭和五十八年政令第百八十三号）の

一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三年政令第三百六十五号）による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一の四」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（以下「海洋汚染等防止令」という。）別表第一の五」に、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成五年政令第二十二号）による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令（以下「新令」という。）第一条の六第一項」を「海洋汚染等防止令第一条の八第一項」に、「新令別表第一の五第三号」を「海洋汚染等防止令別表第一の六第三号」に、「新令別表第一の六第一号」を「海洋汚染等防止令別表第一の七第一号」に改め、「新令別表第一の六第一項」を「海洋汚染等防止令第一条の八第一項」に、「新令別表第一の六第二号」を「海洋汚染等防止令別表第一の六第二号」に、「新令別表第一の六第一号」を「海洋汚染等防止令別表第一の七第一号」に改め、同条第三項中「新令第一条の六第一項」を「海洋汚染等防止令第一条の八第一項」に、「新令別表第一の五第一号」を「海洋汚染等防止令別表第一の六第一号」に改める。

附則第三条第一項中「新令第一条の七第一項第一号」を「海洋汚染等防止令第一条の九第一項第一号」に改め、同条第二項中「新令第一条の七第一項第五号」を「海洋汚染等防止令第一条の九第一項第五号」に改め、同条第三項及び第四項中「新令第一条の七第二項」を「海洋汚染等防止令第一条の九第二項」に改め、同条第五項中「新令第一条の七」を「海洋汚染等防止令第一条の九」に改める。

附則第四条を削る。

（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める政令の一部改正）

第十四条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める政令（昭和五十八年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。

）第一条の規定による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に、「新法」を「海洋汚染等防止法」に改める。

第二条中「新法」を「海洋汚染等防止法」に、「改正法」を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法

律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）に改める。

第三条の見出しを「（海洋汚染等防止検査手帳に相当する手帳の交付）」に改め、同条第一項中「新法」を「改正法第一条の規定による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に改め、同条第二項中「改正法附則第一条第二号に定める日」を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十六号）の施行の日」に、「新法第十七条の八の海洋汚染防止検査手帳」を「海洋汚染等防止法第十九条の四十二の海洋汚染等防止検査手帳」に改める。

第四条から第八条までを削る。

（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第十五条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和六十一年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の前の見出し及び同項から附則第五項までを削る。

附則第六項中「附則第十四項」を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十六年政令第 号）附則第十三条」に改め、「この項及び次項において」を削り、「新令

第一条の八第三項」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（以下「海洋汚染等防止令」という。）第一条の十第三項」に、「新令第一条の七第一項第一号」を「海洋汚染等防止令第一条の九第一項第一号」に、「新令第一条の八第一項」を「海洋汚染等防止令第一条の十第一項」に改め、同項を附則第二項とし、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付す。

附則第七項中「新令第一条の八第三項」を「海洋汚染等防止令第一条の十第三項」に、「新令第一条の八第一項」を「海洋汚染等防止令第一条の十第一項」に改め、同項を附則第三項とする。

附則第八項から第十五項までを削る。

（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第十六条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成六年政令第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「（以下「新令」という。）」を削り、「焼却設備」を「要焼却確認廃棄物焼却設備」に、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（以下「法」という。）第十九条の三第一項及び第十九条

の七第一項」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の二十七第一項及び第十九条の三十一第一項」に改める。

附則第三項を削り、附則第四項を附則第三項とする。

（排他的経済水域における海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令の一部改正）

第十七条 排他的経済水域における海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令（平成八年政令第二百号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する

政令

第二条の見出し及び同条第一項中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に改める。

第三条の見出し及び同条第一項中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令」を「海洋汚染等

及び海上災害の防止に関する法律施行令」に改める。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第十八条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十四年政令第二号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「第二条の規定による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令」に改める。

（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令及び排他的経済水域における海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令の一部を改正する政令の一部改正）

第十九条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令及び排他的経済水域における海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令の一部を改正する政令（平成十五年政令第四百二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する

る法律」に、「この政令による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令」に、「新令」を「海洋汚染等防止令」に改める。

(国土交通省組織令の一部改正)

第二十条 国土交通省組織令の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十七号中「海洋の汚染」を「海洋汚染等（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第十五号の二に規定する海洋汚染等をいう。以下同じ。）」に改める。

第十三条第八号中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に改め、「規定による」の下に「要焼却確認廃棄物焼却設備、」を加え、「焼却設備」を「大気汚染防止検査対象設備」に改め、同条第十七号中「海洋の汚染」を「海洋汚染等」に改める。

第三十九条第二号中「海洋の汚染」を「海洋汚染等」に改める。

第四百四十九条第四号中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防

止に関する法律」に改め、「規定による」の下に「要焼却確認廃棄物焼却設備、」を加え、「焼却設備」を「大気汚染防止検査対象設備」に改め、同条第六号中「海洋の汚染」を「海洋汚染等」に改める。

第二百五十条第二号中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に改め、「規定による」の下に「要焼却確認廃棄物焼却設備、」を加え、「焼却設備」を「大気汚染防止検査対象設備」に改め、同条第六号中「海洋の汚染」を「海洋汚染等」に改める。

第六十二条第一号及び第二号中「廃棄物処理施設」の下に「及び排出ガス処理施設」を加える。

第二百四十九条第七号中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に改める。

附則第五条の四を附則第五条の五とし、附則第五条の三を附則第五条の四とし、附則第五条の二の次に次の一条を加える。

（海事局の所掌事務の特例）

第五条の三 海事局は、第十三条各号に掲げる事務のほか、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十六号）の施行の日の前日までの間、同法附則第二条から

第六条まで、第十二条及び第十四条の規定による大気汚染防止検査対象設備に関する事務をつかさどる。  
附則第二十六条の次に次の二条を加える。

（海事局安全基準課の所掌事務の特例）

第二十六条の二 海事局安全基準課は、第四百四十九条各号に掲げる事務のほか、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間、同法附則第二条から第六条まで、第十二条及び第十四条の規定による大気汚染防止検査対象設備の基準の設定並びに当該設備に関する検査制度の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

（海事局検査測度課の所掌事務の特例）

第二十六条の三 海事局検査測度課は、第五百五十条各号に掲げる事務のほか、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間、同法附則第二条から第六条まで、第十二条及び第十四条の規定による大気汚染防止検査対象設備に関する事務（海事局安全基準課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。



## 理由

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、原動機から発生する窒素酸化物の放出量に係る放出基準を定める等の必要があるからである。